

## (仮称)鷺の宮調節池上部多目的広場整備基本計画(案)について

標記調節池上部多目的広場整備にかかり、平成 22 年 10 月 14 日に締結した「妙正寺川鷺の宮調節池における人工地盤の整備に係る設計の実施及び費用負担等に関する協定」により都が覆蓋詳細設計を実施しているが、広場施設配置によって覆蓋構造などに影響を及ぼすこともあることから、整備基本計画(案)をまとめたので報告する。

### 1. 整備に至るまでの経緯

- ・平成 17 年の集中豪雨による妙正寺川流域地域の甚大な被害の発生を受け、都などに対して激甚対策による河川改修のほか、流域沿いの都営住宅建替えに合わせ、敷地内に調節池設置の要望など必要な要請活動を行った。
- ・その結果、都関係部局(都市整備局、建設局)との連携のもと、平成 19 年 11 月に一団地の住宅施設として都市計画決定され、防災空地として敷地内に調節池設置が位置づけられた。
- ・都が整備する調節池について、区がその上部を多目的広場として整備する方針を平成 21 年 5 月に決定した。(平成 22 年 3 月 31 日に「妙正寺川鷺の宮調節池の設置及び人工地盤と上部広場の整備に関する基本協定」を締結)

### 2. 広場整備基本計画の考え方

平成 21 年 11 月に策定した「今後の大規模公園整備の基本的考え方」に基づき、広場施設配置等をまとめたものである。

- (1)白鷺地域において広域なオープンスペースが創出され、憩いの場やスポーツ活動として利用される空間とする。
- (2)広域避難場所の一部でもあるため、可能な範囲でオープンスペースを確保するよう努める。

### 3. 基本計画の内容 (別紙のとおり)

- (1)所在地 中野区白鷺一丁目 4 番
- (2)広場面積 約 1.0ha
- (3)主な施設
  - ・多目的広場(草地、舗装)
  - ・防球ネット(高さ約 30m 程度)
  - ・園内灯・遊具・トイレ・園路広場(透水性舗装)
  - ・植栽(高木、低木)

なお、人工地盤であるため、備蓄倉庫等の防災施設整備は行わない。

#### (4) ゾーニング・利用形態

平常時、災害時にも対応できる空間として3つのゾーニングを設定した。

##### ①多目的広場ゾーン（約5,700㎡）

- ・平常時：少年野球（軟式、両翼（60m程度）、ゲートボール、フットサル他町内会等の団体利用。利用に際しては、時間設定（タイムシェア）等を今後検討していく。

##### ②休憩広場ゾーン（約1,700㎡）

- ・都整備の親水広場と視覚的一体感を感じる空間と河川管理用通路を含めた利用とする。
- ・ジョギング、散歩、休息、町会等によるミニイベント等の利用。

##### ③遊戯ゾーン（約1,100㎡）

- ・乳幼児、小学校低学年を対象とした遊具や高齢者等を対象として健康遊具の利用とする。

#### (5) 歩行者動線計画

- ・弥生橋から南北方向の通路・道路を活用した主動線を設定し、区民が容易に利用でき、災害時にも逃げ込める（アクセスできる）ように計画する。
- ・河川管理用通路からの動線は限定して、出入口を設ける。

#### 4. 今後の予定

- |             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| ・平成23年2月10日 | 防災まちづくり特別委員会報告                        |
| ・平成23年2月下旬  | 都（三建）調節池本体工事説明会<br>区 広場整備基本計画（案）住民説明会 |
| ・平成23年3月まで  | 都（三建）覆蓋詳細設計                           |
| ・平成24年度     | 区 広場基本設計及び実施設計                        |
| ・平成25・26年度  | 区 広場整備工事                              |

# 鷺の宮調節池上部多目的広場基本計画(案)

ゾーニング図

## 多目的広場ゾーン

- ・平常時は、少年野球(軟式、両翼60m程度)、ゲートボール、フットサル、その他町会等の団体利用
- ・災害時は、広域避難所の一翼として利用



## 凡例

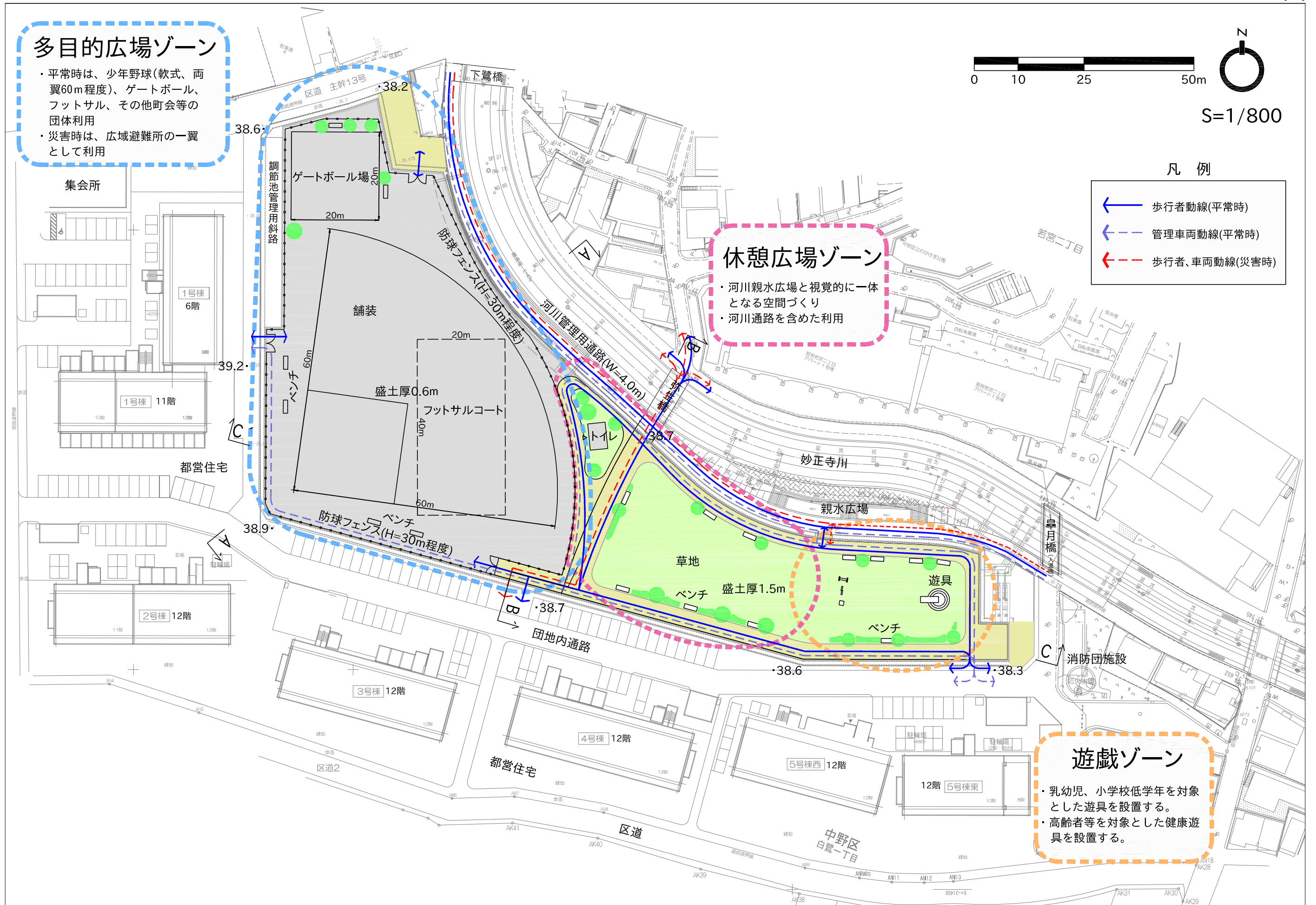
- ← 歩行者動線(平常時)
- ← 管理車両動線(平常時)
- ← 歩行者、車両動線(災害時)

## 休憩広場ゾーン

- ・河川親水広場と視覚的に一体となる空間づくり
- ・河川通路を含めた利用

## 遊戯ゾーン

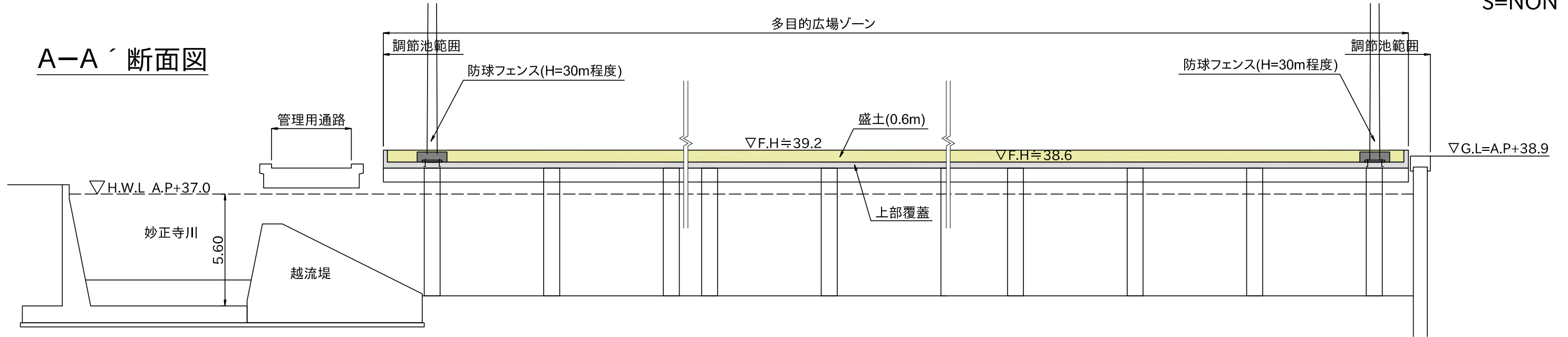
- ・乳幼児、小学校低学年を対象とした遊具を設置する。
- ・高齢者等を対象とした健康遊具を設置する。



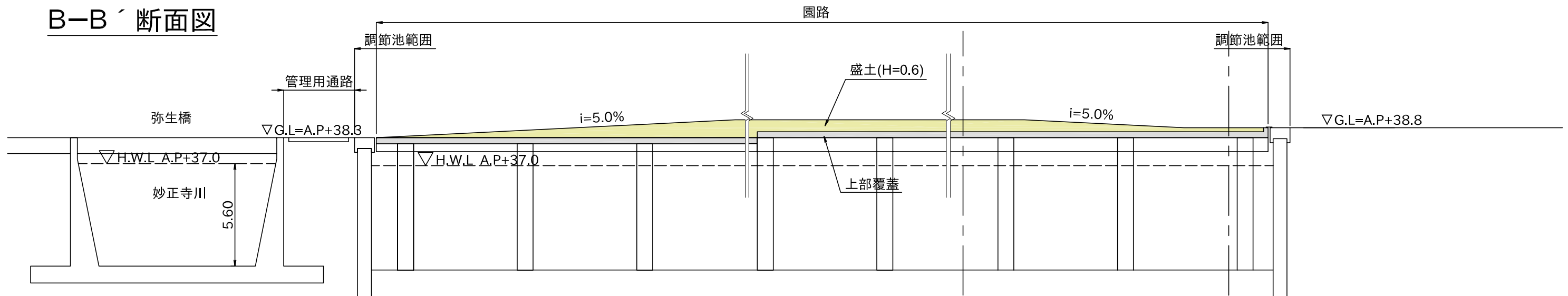
# 鷺の宮調節池上部多目的広場基本計画(案)

イメージ断面図  
S=NON

A-A' 断面図



B-B' 断面図



C-C' 断面図

